



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	概算要求額(新規・拡充・継続)	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県・市区町村、社会福祉協議会	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当・旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円)					
円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。	地域協議会、都道府県・市町村、社会福祉協議会等	①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定	①④地域協議会の活動経費(事務局員賃金・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当・旅費等)	定額 (上限1,000万円/年、1,500万円/地域) 2年目は3/4補助、3年目は1/2補助	6.4億円の内数(拡充)	食品アクセス総合対策事業	準備中	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス推進G 03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例を収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組を効果的に推進(委託)	民間団体	食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組を効果的に推進(委託)	地域協議会の伴走支援、全国調査、先進事例収集、地域協議会の設置等の意義の普及啓発等に係る経費	委託					
地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。	地方公共団体	(ソフト事業) 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。 (拠点整備事業) 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。	(ソフト事業) 新たな取組に向けた構想・企画段階・具体化に向けた事業中心の組成段階等に要する経費 (拠点整備事業) 地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる建築基準法の「建築物」及び「建築物以外の施設・設備・用地造成等」に該当するもの	事業期間:原則3か年度以内(最大5か年度) 上限:1自治体当たり国費 都道府県:15億円/年度 中核市:15億円/年度 市区町村:10億円/年度 補助率:1/2 ※拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。	2,374億円の内数(継続)	新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukuhukin/index.html		内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 内閣府地方創生推進室	03-6257-1416 chiiki.sosei-senko@cao.go.jp
中山間地域において、地域別農業振興計画に基づき、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援する。	複数集落を含む地域協議会	むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査・計画作成、実証事業等の取組、農村RMOの形成につながる取組等を支援 ※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活動の取組を行っていること	調査・計画作成、実証に関する取組を支援 ・旅費(調査等旅費・委員等旅費) ・事務費(通信運搬費、職員手当等) ・実証に必要な土地基盤・機械・施設等整備費 等 ※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活動の取組を行っていること	事業期間:上限3年間 交付率:定額(上限3,000万円 (1,000万円(年基準額)×事業年数) ※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円 ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等	86億円の内数(拡充)	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業 https://www.maff.go.jp/inoushin/tiiki/sesaku/chusan_kan_suishin.html		農林水産省 農村振興局 地域振興課	03-3502-6286 chiikishinkou_ml@maff.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	概算要求額(新規・拡充・継続)	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。	地方公共団体 地域運営組織等	①過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援事業 過疎地域等における集落ネットワーク圏において、地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援等の取組を支援(取組例) ・買物支援バスの運行 ・移動販売車による買物支援 ・ドローンを活用した買物支援 等 ②過疎地域持続的発展支援事業 過疎市町村がICT等技術を活用して行う買物支援等の取組を支援(取組例) ・デマンド交通実証事業 ・ドローンによる買物支援 等	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) 等 ②過疎地域持続的発展支援事業 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(コミュニケーションバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等) ・集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等) 等 (2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 定額補助(1,500万円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ②過疎地域持続的発展支援事業 (+)専門人材を活用する事業(+500万円) (+)ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記(①+②)併用事業(+1,500万円) ②過疎地域持続的発展支援事業 上限額:2,000万円 補助率:市町村等1/1、 都道府県1/2または6/10	8億円の内数(継続)	過疎地域持続的発展支援交付金	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/e_cyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	総務省 自治行政局 地域自立応援課 過疎対策室	03-5253-5536 (内線23131,23133) kasotaisaku@soumu.go.jp
全国の「交通空白」地区の解消を目指し、都道府県の先導、多様な主体の連携・協働によるものも含め、デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保を総合的に後押しする。	・地方公共団体 ・交通事業者を含む協議会や連携スキーム等 (自治体又は地方運輸局の推薦を受けていることが必要。)	調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援 等	調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援 等	未定	269億円の内数(継続)	地域公共交通確保維持改善事業(「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消)[P]	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousoku/	国土交通省 総合政策局 地域交通課	03-5253-8987
地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とし、地域間幹線バス交通・地域内フリーダー交通の運行等への支援を実施。	一般乗合旅客自動車運送事業者 又は地域交通法に基づく協議会	運行経費等補助	補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額	補助率:1/2 等	—	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業)	「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/seisitansport_tk_000041.html	国土交通省 総合政策局 地域交通課	03-5253-8987
食品アクセスの確保に向けて、ラストワンマイル配送に必要な実装、設備・機器の導入を支援する。	食品流通業者等で構成される協議会等	移動販売車の導入等	①ラストワンマイル配送の実装等に係る経費 ②設備・機器導入経費	①:定額(上限4,000万円/協議会等) ②:1/2以内(上限1億円/協議会等、4,000万円/構成員)	12億円の内数(継続)	持続可能な食品等流通総合対策事業のうち物流生産性向上推進事業	https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/ryutu/soumu/	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室	03-3502-5741 syokuhin_ryutu@maff.go.jp
物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化等に対応するため、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るために物流効率化の取組を支援する。	—	—	—	—	—	物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	03-5253-8801



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	概算要求額(新規・拡充・継続)	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強力に促進するとしていることも踏まえ、複数の荷主・物流事業者等が連携した流通業務の総合化・効率化計画について、「物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定経費(協議会の開催等)」や「認定を受けた総合効率化計画に基づく取組に関する初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。	物流事業者、荷主等で構成される協議会	①計画策定経費補助 ②運行経費補助	①について ・協議会開催費用、データ分析費用、実証調査のための試験輸送費用 ②について ・モーダルシフト、幹線輸送集約化、ラストワンマイル配送効率化、中継輸送の取組の促進	①について ・計画策定経費補助: 定額(上限200万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乗せ: 1/2以内(上限300万円) ②について ・運行経費補助: 1/2以内(上限500万円) ・省人化・自動化機器導入を含む場合上乗せ: 2/3以内(上限500万円)	0.7億円(拡充)	物流効率化推進事業	https://www.mlit.go.jp/seisakuutokatsu/freight/ms_subsidy.html	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	03-5253-8799
物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保する。	ラストマイル配送の持続可能な提供に取り組む地方自治体、荷主・物流事業者が参画した協議会	荷主・物販事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら行う以下の取組等 ・物流を支える地域の受取拠点の整備 ・過疎地域での貨客混載・共同配送 ・ドローン等の新たな輸送手段の活用 等	・地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局等で受け渡すことができる拠点の整備等に係る経費 ・地域の輸送資源を最大限活用するための貨客混載・共同配送等に取り組む際の資機材の導入や集配拠点の整備等に係る経費 ・共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完する配送手段としてドローン等を活用する際の配送拠点の整備等に係る経費	補助率1/2以内(1件当たり最大3,000万円程度)	1.75億円(新規)	ラストマイル配送効率化促進事業	準備中	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	03-5253-8801
①全国の地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報を発信すべく食品アクセスポータルサイトを運営。各省の関連施策や、地方公共団体の取組などを掲載している。 ②平成23年度より、毎年全国の市町村を対象にアンケートを実施。食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、各地方自治体等の抱える課題や対策の状況を把握し、今後の施策の参考として活用。①のサイトに結果を掲載。	-	-	-	-	-	①食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイトの運営 ②「食品アクセス問題」に関する全国市町村アンケートの実施	ポータルサイト https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/eat/syoku_akuseu.html	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課	03-3502-7659 kaimono_konnani@maff.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
概算要求時点版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	概算要求額(新規・拡充・継続)	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食料品アクセス困難人口(店舗まで500m以上かつ自動車の利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。)が、どこでどの程度発生しているのかを把握するため、食料品アクセスマップを5年ごとに作成・公表。	-	-	-	-	-	食料品アクセスマップ	https://www.maff.go.jp/pri/maff/seika/fsc/faccess/map.html	農林水産省 農林水産政策研究所	農林水産策研究所 企画広報室広報資料課 03-6737-9012
中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」。中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を支援。	地域運営組織 市町村	-	-	-	-	「デジ活」中山間地域	https://www.maff.go.jp/i/nousin/digikatsu/index.html	農林水産省 農村振興局 農村計画課農村活性化推進室	03-6744-2203 maff-noushin-dijkatsu@maff.go.jp